

運転免許更新手続きについて

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、北海道全域において、運転免許証の更新業務、並びに更新時講習が中止となっております。

免許証の有効期限が迫っているが更新手続きをしていない方、更新手続きをしたがまだ講習を受けていない方は、免許証の有効期限の延長措置手続きが必要です。延長措置をとらずに免許証の有効期限が過ぎますと、免許証が失効となりますのでご注意ください。

【延長措置手続き方法】

① 警察署・運転免許試験場の窓口での手続き

- ・ 受付時間・9時00分～17時00分（平日）
- ・ 必要書類・運転免許証

（更新連絡書のある方は、持参ください）

② 郵送による手続き

- ・ 函館運転免許試験場へ申請に必要な書類を簡易書留で郵送する。

（免許証の有効期限内に必着しないと免許証は失効となります）

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

せたな警察署交通係 ⇒ 0137-84-6110

函館運転免許試験場 ⇒ 0138-46-2007

※更新手続きや講習会の再開は、現時点未定ですが、裏面の講習日を参考に再開の有無、講習会場の変更等お問い合わせください。

せたな警察署・せたな地区交通安全協会

令和2年度 更新時講習日程表

講習会場	せたな町民ふれあいプラザ				今金町民センター	講習会場
	優良講習(30分)	一般講習(1時間)	違反講習(2時間)	初回講習(2時間)		
開始時間	10時	11時	13時	16時	11時	開始時間
4月	10日(金)				23日(木)	4月
5月	13日(水)				26日(火)	5月
6月	12日(金)				25日(木)	6月
7月	10日(金)				21日(火)	7月
8月	12日(水)				25日(火)	8月
9月	11日(金)				24日(木)	9月
10月	9日(金)				22日(木)	10月
11月	10日(火)				25日(水)	11月
12月	11日(金)				23日(水)	12月
1月	8日(金)				22日(金)	1月
2月	9日(火)				24日(水)	2月
3月	10日(水)				25日(木)	3月

◎ 免許更新手続きを済ませた後でなければ更新時講習は受講できません。(但し、高齢者講習該当者は除く)

◎ 免許証に受講の証明印を押しますので忘れずにご持参下さい。

◎ 講習開始と同時に会場は閉鎖されますので余裕をもってご来場ください。